

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

香川県知事 殿

令和 6年 6月 19日

提出者

住 所 香川県坂出市旭町3-1-4

氏 名 サカケン株式会社

代表取締役 綾 崇平

電話番号 0877-46-2677



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	サカケン株式会社
事業場の所在地	香川県坂出市旭町3-1-4
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 (総合工事業)
② 事業の規模	52億円 (前年完成工事高)
③ 従業員数	80人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・建設・土木工事 コンクリートがら及びアスファルトコンクリートがら →再生処理業者に委託し、原則として再生材として再資源化 その他の産業廃棄物 →処理業者に委託し、原則として適正に埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

別紙 管理体制のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトコンクリートがら	その他がれき類	ガラスくず、陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず
	排出量	3,585.37	1,021.87	555.78	17.49	108.16	71.70	51.49	51.71
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有廃棄物	廃石綿等	水銀	
	排出量	218.23	4.98	105.65	64.48	5.83	1.38	0.05	

(これまでに実施した取組)

- ・余剰材や梱包材の引き取りなどを実施。

②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトコンクリートがら	その他がれき類	ガラスくず、陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず
	排出量	3,200.00	1,000.00	500.00	15.00	100.00	70.00	10.00	45.00
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有廃棄物	廃石綿等	水銀	
	排出量	200.00	4.00	100.00	60.00	3.00	1.00	0.01	

(今後実施する予定の取組)

- ・上記の取組に加え、工法の改善や実寸発注などの取組を実施予定。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・コンクリートがら、アスファルトコンクリートがらなどは、分別するとともに、他の廃棄物が混入しないように確実に分別、保管を実施。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・上記の取組に加え、木くず、金属くず、石膏ボードなどについても分別を実施予定。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】		単位:t							
産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトコンクリートがら	その他がれき類	ガラスくず、陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有廃棄物	廃石綿等	水銀		
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量									
(これまでに実施した取組)									
・特に実施していない。									
【目標】		単位:t							
産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトコンクリートがら	その他がれき類	ガラスくず、陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有廃棄物	廃石綿等	水銀		
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の取組)									
・特に実施予定なし。									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】		単位:t							
産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトコンクリートがら	その他がれき類	ガラスくず、陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有廃棄物	廃石綿等	水銀		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
(これまでに実施した取組)									
・特に実施していない。									
【目標】		単位:t							
産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトコンクリートがら	その他がれき類	ガラスくず、陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量									
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有廃棄物	廃石綿等	水銀		
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の取組)									
・特に実施予定なし。									

		【前年度(令和5年度)実績】							単位:t
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートが ら	アスファルトコ ンクリートがら	その他がれき 類	ガラスくず、 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った産業廃棄物の量								
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有 廃棄物	廃石綿等	水銀	
	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
・特に実施していない。									
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートが ら	アスファルトコ ンクリートがら	その他がれき 類	ガラスくず、 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う産業廃棄物の量								
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有 廃棄物	廃石綿等	水銀	
自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の取組)									
・特に実施予定なし。									

	【前年度(令和5年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトコンクリートがら	その他がれき類	ガラスくず、陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥 紙くず
	全処理委託量	3,585.37	1,021.87	555.78	17.49	108.16	71.70	51.49 51.71
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量	3,585.37	1,021.87	555.78			71.70	51.49 51.71
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有廃棄物	廃石棉等	水銀
	全処理委託量	218.23	4.98	105.65	64.48	5.83	1.38	0.05
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量	218.23	4.98	105.65				
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							

①現状

(これまでに実施した取組)

- ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。

- ・一定規模以上の作業所においては、『再資源化利用計画書』『再資源化利用促進計画書』を作成し、再生利用している。

②計画

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制)

廃棄物管理体制

統括責任者		サカケン株式会社 代表取締役社長
廃棄物管理担当者		サカケン株式会社 建築部長（建築工事廃棄物管理担当部長） 土木部長（土木工事廃棄物管理担当部長）
廃棄物管理管理担当者		サカケン株式会社 各作業所長（廃棄物管理担当作業所長）
役割	統括責任者	・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の承認
	廃棄物管理責任者	・ 廃棄物処理に関する各種事項の検討 ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ その他関係する事項
	廃棄物管理担当者	・ 各作業所の廃棄物処理計画の作成 ・ 各作業所の廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 委託する処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 委託先の産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付・管理 ・ 特別管理産業廃棄物がある場合、管理責任者、技術者管理等の設置 ・ 監督官庁への各種対応 ・ 各作業所の社員、及び関連業者に対する教育、啓蒙 ・ その他関係する事項

廃棄物管理組織図

